

「つなぎの森 四国 いの町」パートナーズ協定書

西日本高速道路株式会社四国支社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社のNEXCO西日本グループ2社(以下「甲」という。) 高知県(以下「乙」という。)及びいの町(以下「丙」という。)は、互いにパートナーとして協働の森づくりを行い、森林の再生及び地域との交流を進めることについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、乙の提案する「環境先進企業との協働の森づくり事業」(以下「本事業」という。)をともに進めるため、必要な事項を定めるものとする。

(協定森林)

第2条 この協定で対象とする森林(以下「協定森林」という。)は、別表及び別図で示すとおりとし、この協定森林を「つなぎの森 四国 いの町」と称する。

(協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成23年8月4日から平成26年8月3日までとする。

(甲の責務)

第4条 甲は、この協定に係る協賛金として、総額180万円を丙に提供する。

2 前項の協賛金の支払の時期及び方法については、甲と丙とが協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、甲の社員、顧客等(以下「甲の社員等」という。)と、いの町の住民等(以下「地域住民等」という。)との交流を積極的に進めるものとする。

(乙の責務)

第5条 乙は、本事業の目的を達成するため、甲と丙との連絡・調整や情報提供等に努めるものとする。

2 乙は、甲が行う研修や地域との交流活動等を、丙と協力して支援する。

3 乙は、乙のホームページにおいて甲と連携のうえ、この協定に関する内容や活動実績等を一定期間掲載するなど情報発信を行う。

(丙の責務)

第6条 丙は、協賛金の使途については、甲と協議のうえ、次に掲げる協定森林に関する経費に充てるものとし、適切かつ適正に使用する。

- (1) 間伐等森林の整備に係る経費 (協定森林において実施した間伐により発生した材木 (以下「間伐材」という。) を搬出する経費を含む。)
 - (2) 作業道 (路) の整備及び補修に係る経費
 - (3) 作業機械の整備に係る経費
 - (4) 間伐が行われた協定森林への植樹に係る経費
 - (5) 協定森林を活用した環境教育 (研修) 及び甲の社員等と地域との交流活動等に伴い、丙に発生する経費
 - (6) 甲がCO₂吸収証書の発行を希望する場合の現地調査に要する経費
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達するために要する経費
- 2 丙は、協定締結後速やかに事業計画書 (協賛金の具体的な使途を含む。) を作成して甲及び乙に提出する。なお、丙は同事業計画書の作成に際して、乙の意見を聴くものとする。
- 3 丙は、協定森林の整備、地域との交流活動等について、丙の広報誌等により情報発信を行う。
- 4 丙は、協賛金の支出内訳について、毎年度終了後、4月末日まで (最終年度にあっては、協定期間終了後1か月以内) に甲及び乙に報告する。
- 5 丙は、甲の社員等と地域との交流活動等を積極的に進めるものとする。

(立木等の権利の帰属)

第7条 協定森林内の立木、間伐材及び林地残材は、丙に帰属する。

(甲の協定森林の活用等)

第8条 甲は、次に掲げる協定森林を活用した活動等を自由に行うことができるものとする。ただし、第4号から第7号までに掲げる活動等については、あらかじめ丙の同意を得ることとし、協定森林の整備に支障のない範囲に限るものとする。

- (1) 甲が発行するCSR (環境) 報告書等により、協定の締結式や内容等に関して情報発信すること。
- (2) 乙が製作した森づくりに関するシンボルマークを使用すること。
- (3) 協定森林を活用した自社のPR (広報) 活動を行うこと。
- (4) 協定森林において、イベント活動を実施すること。
- (5) 協定森林の間伐材等を材料として、商品開発又は教材づくり等を行うこと。
- (6) 協定森林において、甲の社員等又は子どもたちの体験型の環境教育 (研修) を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協定森林を活用した活動を行うこと。

(協定内容の変更)

第9条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議し、変更協定書を締結するものとする。

(協定の解除)

第10条 甲、乙及び丙が、この協定の目的を達成することが不可能と判断した場合は、当

事者間で協議し、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により協定の全部又は一部を解除した時点で、丙が第4条に基づき受領した協賛金に残額が生じている場合は、丙は甲に残額分を返還するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を、この協定の目的以外に使用してはならず、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年8月4日

甲 NEXCO西日本グループ2社
香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長 畑村雄二

大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 高橋誠

乙 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県知事 尾崎正直

丙 高知県吾川郡いの町1700-1
いの町長 塩田始

別表（第2条関係）

協定森林の所在地等

土地の所在地	管理者	面積 (ha)	主な樹種割合 (%)	備考
吾川郡いの町戸中和田ノ谷 30-1、 30-3	いの町	5.37	スギ 83 ヒノキ 17	交流の森 (別図参照)
吾川郡いの町大森笹谷 181-7、 181-10	いの町	52.53	スギ 48 ヒノキ 52	(別図参照)
吾川郡いの町寺川白猪谷 190-6	いの町	8.00	クスギ 100	(別図参照)